

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症についての登園届

園児がインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、必ず保育園へ電話連絡をしてください。

また、医療機関の指示のもとに保護者が記入（裏面も含む）し、調剤明細書又は診療明細書の写しを添付し、登園再開時に職員へ提出してください。ご家庭で判断が難しい場合には、主治医に出席停止期間を確認の上ご記入していただくか、従来通りの園指定の「意見書（医師記入）」を主治医に記入していただくようお願い致します。

なお、厚生労働省が認可した抗原定性検査キット（研究用不可）の結果に基づいて、裏面の表のみを記入することも可とします。

園名： _____ 組名： _____ 園児名 _____

保護者名 _____ 印 _____

チェックもしくは記入をよろしくお願い致します。

① 受診した医療機関名（ _____ ） 自宅での検査キット(研究用不可)

② 医師または検査キットによる診断名

インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症

③ 受診日または検査日 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）

④ 発症日（発熱した日） _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）

⑤ 解熱日・軽快日 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）

⑥ 登園許可 _____ 月 _____ 日（ _____ 曜日）より

●インフルエンザの場合

登園が可能となる日：次の①と②の両方を満たした後、登園可能となります。

① 発症した日（急な発熱など）を0日と数えて、**5日を経過**

② 解熱（熱が下がったこと）**後3日を経過**

※発症とは病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日で、その日を0日と数えます。

★新型コロナウイルス感染症

登園が可能となる日：次の①と②の両方を満たした後、登園可能となります。

① 発症した日（急な発熱など）を0日と数えて、**5日を経過**

② 軽快（熱が下がったこと）**後1日を経過**

※発症とは病院を受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱や咽頭痛等）などが始まった日で、その日を0日と数えます。

※無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

【裏面で登園可能日を確認してください】

日付と体温を記入して下さい。

●インフルエンザ出席停止期間表

日付記入→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温記入→	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C
	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
発症後 1日目に解熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	発症後5日	登園可			
発症後 2日目に解熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可			
発症後 3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可		
発症後 4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可	
発症後 5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登園可

※その後は軽快した日によって出席停止が順次、延期されていきます（出席停止期間）

★新型コロナウイルス感染症出席停止期間表

日付と体温を記入して下さい。

日付記入→	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温記入→	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C
	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C	夕 °C
	発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	
発症後 1日目に軽快	発症	★軽快	軽快後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登園可		
発症後 2日目に軽快	発症	発症	★軽快	軽快後1日	発症後4日	発症後5日	登園可		
発症後 3日目に軽快	発症	発症	発症	★軽快	軽快後1日	発症後5日	登園可		
発症後 4日目に軽快	発症	発症	発症	発症	★軽快	軽快後1日	登園可		
発症後 5日目に軽快	発症	発症	発症	発症	発症	★軽快	軽快後1日	登園可	

※その後は軽快した日によって出席停止が順次、延期されていきます（出席停止期間）

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。